

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十九条、第三十八条及び第三章の二の規定に基づき
、及び同法を実施するため、無線設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林芳正

無線設備規則等の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標
記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条にお
いて「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
<p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節の十五 略〕</p> <p>〔第四節の十六 一二一GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）〕</p> <p>〔第四節の十六の二 一二一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九の二）〕</p> <p>〔第四節の十七～第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p>	<p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 同上</p> <p>〔第一節～第四節の十五 同上〕</p> <p>〔第四節の十六 一二一GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）〕</p>
附則	附則
<p>〔副次的に発する電波等の限度〕</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>〔2 13 略〕</p> <p>14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（一、四八三・五MHzを超えて、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超えて、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超えて一八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超えて一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）、一二一GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（一二一・一四GHzを超えて一二・四GHz以下、一二・七四GHzを超えて二三GHz以下、一五・一五GHzを超えて二七GHz以下、二八・〇五GHzを超えて三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超えて三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいい、空中線電力動的制御機能（降雨等による搬送波電力の減衰量に応じて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。第四十九条の十九及び別表第二号第33において同じ。）並びに一二一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（一二一GHzを超えて一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局であつて空中線電力動的制御機能を有するものをいう。第四十九条の十九の二及び別表第二号第82において同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔15 35 略〕</p>	<p>〔第四節の十七～第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>〔2 13 同上〕</p> <p>14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（一、四八三・五MHzを超えて、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超えて、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超えて一八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超えて一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに一二一GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（一二一GHzを超えて一二・四GHz以下、一二・六GHzを超えて二三GHz以下、一五・一五GHzを超えて二七GHz以下、二八・〇五GHzを超えて三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超えて三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔15 35 同上〕</p> <p>（一二一GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線</p>

<p>第四十九条の十九 一一一GHz帯、一六GHz帯又は二八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、QPSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。 四 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。 	<p>第四十九条の十九 一一一GHz帯、一六GHz帯又は二八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち五GHzを超える一四GHz以下、二八・〇五GHzを超える二八・五GHz以下又は二九・〇五GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。)のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、QPSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。 四 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
<p>〔2 略〕</p> <p>3 一一一GHz帯、一六GHz帯又は二八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備(前項に規定するものを除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波若しくは垂直偏波又はこれらの組合せであること。</p> <p>〔四 略〕</p> <p>第四節の十六の二 一一一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</p>	<p>〔2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>第四十九条の十九の一 一一一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又はこれらの偏波と直交する偏波の組合せであること。 四 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。 	<p>第四十九条の十九の一 一一一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又はこれらの偏波と直交する偏波の組合せであること。 四 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
<p>別表第二号(第6条関係)</p> <p>〔第1～第82 略〕</p> <p>第83 22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とす</p>	<p>別表第二号(第6条関係)</p> <p>〔第1～第82 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

心。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式略]</p> <p>[注 1～22 略]</p> <p>23 22の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p>(9) <u>設備規則第49条の19の2に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備のうち、22.5GHzから23.0GHzまでの周波数を使用するものにあつては、その無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>[24～37 略]</p>	<p>別表第二号の三第1 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注 1～22 同左]</p> <p>23 [同左]</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(9) [同左]</p> <p>[24～37 同左]</p>

備考　將來の〔 〕の記載及び枚数規定の「1」に傍縁や左しが該記部分を除く例は右しが該繩が沿用される。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の一第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔二〕十五の三 略</p> <p>十五の四 設備規則第四十九条の十九の一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔十六〕八十四 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の一の欄に掲げる試験項目によりそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表 別紙一挿入〕</p> <p>〔注1〕24 略</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）</p> <p>表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～3 略〕</p> <p>4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">特 定 無 線 設 備 の 種 別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備</td> <td style="padding: 2px;">MY</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備</td> <td style="padding: 2px;">NY</td> </tr> </tbody> </table>	特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号	〔略〕		第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY	第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備	NY	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔二〕十五の三 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十六〕八十四 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔表 別紙一挿入〕</p> <p>〔注1〕24 同上</p> <p>〔イ・ウ 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～3 同左〕</p> <p>4 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">特 定 無 線 設 備 の 種 别</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">〔同左〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備</td> <td style="padding: 2px;">MY</td> </tr> </tbody> </table>	特 定 無 線 設 備 の 種 别	記 号	〔同左〕		第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY
特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号														
〔略〕															
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY														
第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備	NY														
特 定 無 線 設 備 の 種 别	記 号														
〔同左〕															
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY														

[略] [5 略]	[同左] [5 同左]
--------------	----------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

「上同」	「別紙二」
「上同一」	「無線設備」
備設線無の三の号五十第項一第条二第	
「上同」	

略	略	別紙二
備設線無の三の号五十第項一第条二第	備設線無の四の号五十第項一第条二第	無線設備
略	略	略

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

表 2				表 3			
周波数割当表 [第1表・第2表 略]				周波数割当表 [第1表・第2表 同左]			
第3表 10GHz - 3000GHz				第3表 10GHz - 3000GHz			
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	22-22.14 J39	固定 移動（航 空移動を除 く。）	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	移動（航 空移動を除 く。）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22.5-22.55	地球探査 衛星（受動 ） J277 宇宙研究 (受動) J277 電波天文			[同左]			
	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とする。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22.55-22.6	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	移動	公共業務用 一般業務用	
	固定 衛星間	電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とする。	[同左]	[同左]	[同左]	

	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。
	宇宙研究 (地球から 宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
22. 6-22. 74	固定	公共業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。
	宇宙研究 (地球から 宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	
23-23. 2 J39	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とする。
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	宇宙研究 (地球から 宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。
[略]	[略]	[略]	[略]

[国内周波数分配の脚注 略]
[別表 1 - 1 ~別表 9 - 14 略]

	[同左]	公共業務用	
	[同左]	[同左]	
[同左]	[同左]	[同左]	
	衛星間 移動	電気通信業務用 公共業務用	
	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	
	宇宙研究 (地球から 宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
	[同左]	[同左]	[同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]
[別表 1 - 1 ~別表 9 - 14 同左]

別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

1 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

[表略]

2 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	周波数
E1	22.00GHzを超え22.05GHz以下
E2	22.05GHzを超え22.10GHz以下
E3	22.10GHzを超え22.15GHz以下
E4	22.15GHzを超え22.20GHz以下
E5	22.20GHzを超え22.25GHz以下
E6	22.25GHzを超え22.30GHz以下
E7	22.30GHzを超え22.35GHz以下
E8	22.35GHzを超え22.40GHz以下
E9	22.40GHzを超え22.45GHz以下
E10	22.45GHzを超え22.50GHz以下
E11	22.50GHzを超え22.55GHz以下
E12	22.55GHzを超え22.60GHz以下
E13	22.60GHzを超え22.65GHz以下
E14	22.65GHzを超え22.70GHz以下
E15	22.70GHzを超え22.75GHz以下
E16	22.75GHzを超え22.80GHz以下
E17	22.80GHzを超え22.85GHz以下
E18	22.85GHzを超え22.90GHz以下
E19	22.90GHzを超え22.95GHz以下
E20	22.95GHzを超え23.00GHz以下
E21	23.00GHzを超え23.05GHz以下
E22	23.05GHzを超え23.10GHz以下
E23	23.10GHzを超え23.15GHz以下
E24	23.15GHzを超え23.20GHz以下

[別表10-2～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

備考 次回の[]の結果による取扱いは、[]の結果による取扱いをもって該当する[]の結果による取扱いとする。

別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

[表同左]

[新設]

[別表10-2～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九第三項第四号及び別表第二号第 33 の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第八十三号（一一一 GHz 帯、一六 GHz 帯又は二八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
区分	主輻射の方向からの離角(θ)	等価等方輻射電力(一ミリワットを○デシベルとする。)	「二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの」	「二・二 GHz 帯又は二・六 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの」	主輻射の方向からの離角(θ)	等価等方輻射電力(一ミリワットを○デシベルとする。)	「二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの」
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔二・二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの〕

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九の二第四号及び別表第一号第83の規定に基づき、111GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 設備規則第四十九条の十九の二及び別表第一号第83の技術的条件は、次のとおりとする。

1 占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときはこれを五〇〇kHzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超えるMHz未満の端数が生じたときはこれを一MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであつて変調指数0.4のもの	次に掲げる式による値 $f_{cl} \times 1.6$
四値周波数偏位変調又はこれと同	次に掲げる式による値

等以上の性能を有するものであつて変調指数0.7のもの	$f_{c1} \times 2.0$
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び一六値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	次に掲げる式による値 $f_{c1} \times (1 + \alpha)$ $\alpha : \text{ロールオフ率 (ロールオフ率0.5以下)}$
直交周波数分割多重方式	一チャネルの帯域幅以下

f_{c1} : クロック周波数 (MHz)

2 空中線電力

○・五ワット以下であること。

3 隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の一倍離れた周波数を中心として(+)○・五×一チャネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア 中心周波数から1チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として(±)0.5×1チャネルの帯域幅の場合は、30 [dBc]

イ 中心周波数から 1 チャネルの带域幅の 2 倍離れた周波数を中心として (±) 0.5×1 チャネルの带域幅の場合は、46 [dBc]

4 送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区 別	主輻射の方向からの離角 (θ)	等価等方輻射電力 (一ミリワットを ○デジベルとする。)
二二 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの	○度以上五度以下	次に掲げる式による値以下 $73 - 3.8\theta$ デシベル
	五度を超えて〇〇度未満	次に掲げる式による値以下 $68.5 - 20.8 \log \theta$ デシベル
	一〇〇度以上一八〇度以下	一六・九デシベル以下

5 空中線電力動的制御機能

空中線電力動的制御機能を有する無線設備は、次に掲げる条件に適合するものであること。

ア 降雨等による搬送波電力の減衰がない場合は、通信の相手方との距離に基づいて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能を有すること。

イ 降雨等による搬送波電力の減衰がある場合は、通信の相手方からの電波の受信電力を測定し

、その減衰量に応じて空中線電力が必要最小限となるように自動的に制御する機能を有すること。

6 帯域幅拡張機能

帯域幅拡張機能（降雨等による搬送波電力の減衰量に応じて帯域幅を拡張させることにより通信速度を安定的に維持するものをいう。）を有する無線設備は、次に掲げる条件に適合するものであること。

ア 通信方式が時分割複信方式の場合において行うものであること。

イ 帯域幅拡張前の一チャネルの帯域幅に対する帯域幅拡張後の一チャネルの最大帯域幅は、次の表に定めるとおりのものであること。

一チャネルの最大帯域幅	
帯域幅拡張前	帯域幅拡張後
五〇 MHz	一二〇〇 MHz
一〇〇 MHz	四〇〇 MHz
二〇〇 MHz	四〇〇 MHz

ウ 一一一・〇 GHz を超え一一一・四 GHz 以下の周波数帯においては、通信の相手方を除く無線局の無線設備から発射された電波を設置時等に受信して当該無線設備への干渉量を推定し、干渉を防止

するために帯域幅拡張を制限する機能を有すること。

7 その他の条件

無線設備が発射可能な周波数において通信の相手方以外の無線局の無線設備からの干渉波を測定し、電界強度が最も低い無線チャネルを自動で選択する機能を有すること。ただし、当該無線設備から発射された電波の受信は、一チャネルの帯域幅において行うものとする。